

口 頭 記 録

部 長	技 監	[Redacted]					
[Redacted]							担当
打合年月日	平成 21 年 8 月 27 日 10 時 30 分 ～11 時 20 分		相手方	[Redacted]			
起案年月日	平成 21 年 8 月 27 日		熱海市	まちづくり課 [Redacted]			
決裁年月日	平成 年 月 日		廃棄物課	[Redacted]			
標 題	熱海市日金町の解体がれき等について						
用 件 概 要	<p>* [Redacted] を熱海市役所に呼び、熱海市日金町の解体現場についての 18 条報告、指導票を熱海市役所にて手交した。</p> <p>なお、[Redacted] は多忙につき出席できないとのことで、社員である [Redacted] が出席した。</p> <p>①18 条報告について別紙を手交し、趣旨を説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の排出事業者（＝処理責任者）が誰になるのかを確認するためのもの。関係者の間での口頭では、[Redacted] であることは一致しているが、それを文書で確認するものである。</li> <li>・同様な照会を [Redacted]（解体届けの届出者）と [Redacted]（解体工事の実施者）にも出す予定である。</li> </ul> <p>②指導票 2 種を手交した（別紙）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日金のがれき類を早急に適正に処理することを指示し、処理計画を廃棄物課に提出するよう（期限 9 月 30 日）指示した。</li> <li>・伊豆山における移動式破碎機の使用条件を示した。</li> </ul> <p>特に、自社排出の日金と伊豆山の廃棄物処理に限ること、[Redacted] [Redacted] ことを繰り返し説明した。</p>						

## 産業廃棄物排出事業所立入検査指導票

事業所所在地

事業所名称

代表者氏名

業種 他

熱海市伊豆山字赤井谷 においての移動式破砕機の使用は、下記条件により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の許可を得ることなく、これを認める。

- ・熱海市日金地内建物解体工事及び熱海市伊豆山地内宅地造成工事に伴い発生した が排出事業者となる廃棄物のみを処理するための破砕であること。その他の現場から搬入される廃棄物の処理は認められない。
- ・処理前に廃棄物の品目ごとに分別し破砕すること。また、破砕処理後のものについても分別し混合されたままの状態での再利用を行わないこと。
- ・造成工事に使用する破砕物については製品（他人に有償売却できる性状のもの）として認められるものであること。

この破砕物は、利用用途に要求される品質を満足せず、十分な品質管理がなされている製品として認められない場合には、廃棄物として処理すること。（別添通知参照）

- ・移動式破砕機を用いた廃棄物の処理について、あらかじめ、具体的な処理方法、処理廃棄物の品目・数量、スケジュール、使用機械の仕様等、処理計画を作成して東部健康福祉センター廃棄物課に報告し、内容の確認を受けること。
- ・日々の処理実績（品目ごとの数量、再利用方法、処分先等）を記録、保管し、東部健康福祉センター廃棄物に求められた際には提示すること。

平成 21 年 8 月 27 日

静岡県東部健康福祉センター

御指示の点承知しました。

事業者氏名

## 産業廃棄物排出事業所立入検査指導票

事業所所在地 [REDACTED]

事業所名称 [REDACTED]

代表者氏名 [REDACTED]

業種 [REDACTED] 他

産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物の取扱状況について検査したところ、  
下記のとおり不備の点があるので、注意します。  
早急に改善してください。

(注意事項)

- ・平成21年8月27日現在、熱海市日金町 [REDACTED] 外に存するがれき等については、不適正な処分と認められるので、早急にかつ適切に処理すること。
- ・当該廃棄物を処理する予定がある場合には、廃棄物ごとの具体的な処理方法、処理量、スケジュール等処理計画を作成して東部健康福祉センター廃棄物課に平成21年9月30日までに報告すること。

平成21年8月27日

静岡県東部健康福祉センター

御指示の点承知しました。

事業者氏名 [REDACTED]